

技術担当と道路管理事務担当との連携 (業務の効率化と若手教育)

中村河川国道事務所 道路管理課 係長 板垣 仁

改築事業等の推進に当たって、計画及び建設に関して技術職を中心に日々邁進しているところです。中村河川国道事務所では、それら事業推進と道路法の手続きを関連させ、問題点の抽出を行い、業務の効率化と若手育成を兼ねた勉強会を実施しました。ここでは勉強会を実施するに至った経緯を紹介します。

キーワード 「業務の効率化」 「若手育成」

1. はじめに

道路を新築、改築する前には道路法に基づく「道路区域の決定(変更)」や「供用開始」(以下「区域変更等」という。)などが必須事項となっています。

しかしながら、その手続きを実施しようとする場合、計画段階、あるいは施工段階での将来必要となる区域変更等の手続き時に関する考え方や整理の方法、理由付けなどが技術担当者に認識されないまま計画調整・施工等が実施されていることもあるように感じます。

このことは、最終の区域変更等の手続き段階において、過去の経緯の調査・理由・理屈の整理、資料の作成等多大な時間や労力を要する場合があります。

そのような中で、中村河川国道事務所(以下「当事務所」という。)管内において、業務の効率化と若手育成を兼ねた勉強会を実施しました。

続きについて、事務所は道路管理課事務担当者(以下「管理担当者」という。)、本局においては路政課が主務課となっており、技術担当者は、接する機会は少ないように感じます。その中で、実務を進めていくうちに区域変更等の手続きに時間を要していることを実感するようになってきました。

道路法に基づく手続きは多岐にわたりますが、当事務所では、まず、区域変更等の手続きに絞って勉強会を実施することとしました。区域変更等の手続きに限定した理由は、①事務所内で完結する手続きではなく、本局、官報告示等上位部局の承認が必要な手続きであること。②道路法の適用を受ける極めて重要な手続きであること。③手続きに時間を要する事案もあり、業務の効率化を行う題材として適している。④道路法の手続き全般を主に実施すると、限られた時間の中では条項説明などの概略を説明するに留まり、個別事案等の細かい話がしづらいため、手続きを限定し個別に複数回に渡り実施する方が記憶に残るのではないかと思量し、実施する運びとなりました。

2. 所内勉強会の企画

(1) 背景

まず、勉強会を開催するに至った経緯から紹介します。

道路法の手続きについては、道路法第 18 条の「区域変更等」や道路法第 24 条の「承認工事」、道路法第 32 条の「道路占用」等多岐にわたっています。それらのうち、道路占用や区域変更等の手

(2) 区域変更等における手続き

一概に区域変更等の手続きといっても、それだけでは、書類の作成方法による教示でしかなく、そこに至るまでの道路の事業計画から完成までのプロセスを踏まえ、問題点を考えました。

a) 道路の目的

道路の最大の目的は、一般の方に利用してもらうことにあります。それは、暮らしのみち

や物流などの交通機能としての役割。また、ライフラインの整備や緑陰道路といった地域・都市づくりに基づく空間機能としての役割を担う、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

そうした中で、当事務所でも、自動車専用道路、バイパス事業及び交通安全事業など道路整備を推進しているところです。

b) 施工に至るまでの作業

工事施工までには、主に以下の作業を実施する必要があります。

- ・ 計画調査設計
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 施工調整
- ・ 管理区分や施工区分の事前協議

これらの作業は、主に技術系職員が調査、検討や関係機関と調整の上、決定しているところです。

c) 区域決定(変更)・供用開始

区域の決定(変更)は、道路法の適用範囲が明確になる点で、道路管理上最も重要な行為といえます。また、供用開始は、最終的に全ての道路法が適用される行為であり、道路の実態が存在しても、供用開始がなされていない以上、道路法上の道路とならないことから、極めて重要な手続きであるといえます。したがって、その手続きにおけるチェックは極めて厳格かつ詳細に行う必要があります。

d) 問題点

上記のプロセスを経て、区域変更等の手続きを実施する訳ですが、その過程で様々な問題が発生することも少なくありません。

例えば、

- この管理区分はどのような理由でこのように決定したのか。過去の計画協議ではどのようなになっていたのか。
- この残地を国土交通省で今後も管理する理由は何か。どのように利用・活用する計画となっているのか。
- 用地買収した経緯は。
など事前に行われるはずの調整が曖昧なまま進められている事例もあります。

このことは、区域変更等の手続き実施の段階で、過去の経緯の再調査や理屈付け、根拠資料の新たな作成等々、多大な時間や労力を要する場合もあります。

e) 多大な時間・労力

多大な時間・労力(以下「労力」という。)の中には、手続き中でないと判明しない、あるいはその時点でしかできない作業に対する労力があります。逆に、一般的によくある道路法の手続き、考え方をある程度理解して、各段階で対応しておけば省けた労力があります。

前述の労力については、どのケースにも発生しうることであり、どうすることもできませんが、後述の場合は、事前の知識習得で後々の労力を削減できるものと考えます。

例えば、

- 1種区域(自動車専用道路)と接続する国道のうち、1種区域に関連する工事範囲は1種区域と見なすはずが、従前の扱いで占用調整を進めてしまったため、占用横断線が入り乱れていた。再度、占用調整会議の実施及び占用計画案の検討作業を実施
- 管理区分の道路区域決定において、引き渡し予定箇所における将来の管理区分の協議が未実施。区域変更等の手続き時に、急遽協議調整
- 本局に上申し局内決裁が完了したことをもって区域変更等手続き完了ではなく、その後官報告示の手続きに移行。勘違いしていた場合、道路の供用等手続きが間に合わない可能性がある。

(3) 勉強会の開催へ

では、なぜこのような問題が起こるのでしょうか。1つには、組織の体系に原因があるかもしれません。四国地方整備局では、四国全体にわたり公共事業を推進しており、本局の外、事務所(管理所)が存在します。管轄が広範囲にわたり転勤も多い職場です。一つの部署に長年所属あるいは同じ事務所内の配置換えというのであれば、継続的な調整若しくは前任者に聞きやすく、過去からの経緯等においても、比較的漏れることなく関係機関等の調整ができるかもしれません。しかしながら、このようなことは組織上仕方がなく、引継ぎをしっかりと行うことや、課員・事務所内の職員でフォローするしかありません。

もう1つには、区域変更等の道路法の手続きの多くが、管理担当者が主務となっており、その他の技術担当者には接する機会が少ないことではないかと思われます。例えば、ふだんの業務で余り

触れることの少ない道路法の手続きの考え方や進め方等を技術担当者が理解していれば、調査・計画・工事等の各段階での適正な業務遂行や、後々の手続きのスムーズな進行が可能となるケースもあると思われます。そのような事項について管理担当者が蓄積・抽出し、所内関係者に助言等を行うことにより、後々の問題点を事前に解決、あるいは将来の労力を削減しておこうとした取り組みができないか検討した結果、事務の効率化や適正化、また若手育成を兼ねた所内勉強会を開催することとなりました。

また、進め方として、業務の効率化が必須の背景もあり、日常業務の延長線上的な取り組みとすることとしました。

3. 勉強会の実施

(1) 所内業務報告会での企画発表

当事務所では、職員に対しての情報共有や若手の育成を目的に、業務改善の提案事例や研修などの報告会を行っています。道路管理課でもその場を借りて、今後の勉強会の取り組みについて、紹介することにしました。同報告会では、業務における問題点、それらを解決するため、業務の効率化と若手育成を兼ねた勉強会を実施することを発表しました。



所内業務報告会での企画発表の様子

(2) 勉強会の企画

勉強会を実施するに当たり、以下の点に気をつけました。

- 一方通行とならないようにする
- 基本的な考え方だけでなく、具体的な事例も紹介する
- 参加者の意見を取り入れる
それらを踏まえて、勉強会は以下の3部構成で実施することを考えました。
- 手続きについて
区域変更等の意義や効果、手続きについて説明
- 事例紹介
区域変更等の手続き前及び手続き中に時間を要した事例を紹介
- アンケート・意見交換
今後の展開を踏まえて現状を把握するために、アンケートの実施や意見交換の場を設ける

(3) 勉強会の開催

道路系職員を中心に勉強会を実施。

- 対象
現在実務を担当している専門官、係長を中心に用地課を含む道路系の係員
- 参加人数
係長以上 4名 係員 5名 技術員 2名
計 11名



勉強会の様子

(4) アンケートの実施

この勉強会で終わりにするのではなく、今後、よりよい方法により業務の効率化を図っていくための参考とするためアンケートを実施しました。

アンケートを実施した結果、以上のような内容を聞き取ることができました。

■ これまでに区域変更等の手続きに携わったことがあるか（技術員除く）

ある 9名中 3名

内訳 係長 2名 係員 1名

■ ある場合、初めて携わった時期は何時か

- ・係長 2名（係員の時）
- ・係員 1名（今現在）

■ 初めて携わった時は何を参考にしたのか

- ・区域変更等のマニュアル
- ・技術員と一緒に作成
- ・過去の事例を参考

■ 係員時代、上司からのレクチャーはあったか

- ・特になし

■ 区域変更等の効果について（係員へ質問）

- ・言葉は聞いたことがあるが、その効果までは詳しく知らない

■ 現在担当している仕事について（係員へ質問）

- ・設計・積算等発注関係

以上は、飽くまで当事務所道路系の職員を対象としたもので、四国地方整備局全体としての統計とはいかないまでも、アンケートから、区域変更等の手続きに携わる機会や意義・効果といった内容について、触れる機会が少ないという結果が得られました。

（５）意見交換

また、アンケートの後に、勉強会以外で問題を解決する方法等意見交換を行いました。

その中で、

- ・研修への積極的な参加
- ・マニュアルの基本的事項を図解等で簡潔にまとめたものがあった方がよい（簡易マニュアル）
- ・過去の事例の共有化
- ・他課との情報共有及び管理担当者も含めた打合せの実施

などの意見がある中、転勤及び配置換えなど、担当が変わることでの継続性の問題や事務所単独で実施することの限界などの意見も得られました。

4. 今後の展開

（１）勉強会を開催する意義

今年度より人事院規則で超過勤務の上限が原則として、月４５時間以内、年（度）３６０時間以内と定められました。心身の健康保持・増進のため、ワークライフバランスの推進が必要不可欠となり、これまで以上に業務の平準化・効率化・円滑化を図り、業務を遂行していく必要があります。

時間が制約されれば、業務の遂行にあたり、目先の問題のみに捕らわれがちになります。

特に入省し数年の若手職員であれば、当面自身の仕事を覚える、こなすことで精一杯となり、基本的な道路法の手続きに触れる機会が少ないように感じます。

そこで、手続きを主務とする管理担当者が勉強会等を実施することにより、基本的な道路法の手続きや内容、その目的・効果の習得に繋がり、現在自身が行っている業務の意識改革及び各段階における労力の削減といった効果が得られ、業務の効率化と若手職員の育成にも繋がるものと考えます。

（２）今後の取り組み

今回、勉強会開催という試みで技術担当者との連携を図りましたが、この１回で完結させるのではなく、引き続き実施していくことが重要です。また、今後は勉強会だけでなく、計画・施工段階における打合せに管理担当者が参加。問題となった紹介事案のリスト化・共有化を検討しています。これらの取り組みを行うことで、リアルタイムでの情報の共有や問題定義が可能となり、問題点の事前解決により労力の解消に繋がるものと考えます。

（３）さいごに

この取り組みは、まだ始めたばかりで、現状ではその効果について、はっきり自覚できるものではありません。意見交換でもあったように、事務所単独での継続性の問題もあります。しかしながら、知ることと知らないことでは、確実に大きな開きがあり、今回の勉強会は業務の効率化の足がかりになったのではないかと思います。今後も意見交換等を実施し、よりよい方法を検討しながら、業務の効率化と若手育成に向けた取り組みを実施したいと考えています。